

## リユースガイドラインに関する必要な検討事項について

平成20年5月

### 1. 家電製品のリユースに関する家電リサイクル制度見直しの検討経緯

本年2月にとりまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気電子機器リサイクルワーキンググループ）」では、

「現行家電リサイクル制度の施行状況における課題」として、

拡大生産者責任の考え方にも合致する家電リサイクル法のメーカーによるリサイクルの仕組みは、十分に機能し、法制定当時に期待した効果を上げているといえる。

また、家電リサイクル法ルート以外で取り扱われている家電のうち、約697万台がリユース品として扱われていると推計されるが、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）では、リユースは、環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは、リサイクルよりも優先されるべきと定められており、適正なリユースは引き続き推進されるべきである。一方、リユースされない排出家電については、質の高いリサイクルが実施されているメーカープラントによるリサイクルを促進することが望ましい。

との評価・課題認識の下、下記の個別課題の具体的な対策について指摘されたところ。

#### 【小売業者によるリユース品引取りの促進】

消費者の排出利便性を向上するためには、小売業者がリサイクル品のみならずリユース品についても積極的に引き取ることが望ましい。既に、リサイクル品との適正な仕分け（別紙2参照）に留意しつつリユース品の引取りを実施している小売業者も存在するところであり、こうした取組も参考としつつ、より多くの小売業者がリユース品の引取りを行うことが期待される。ただし、リユース品の引取基準については、リユース流通の適正性や省エネ家電普及等による地球温暖化対策等の観点を踏まえた検討が必要である。

さらに、メーカープラント以外において処理される排出家電の多くが、小売業者から引き渡されたものであるが、これらの中には家電リサイクル法に基づく引渡義務違反の事例があり、小売業者の引渡義務実施の適正化を図る必要があることから、小売業者が引き取った排出家電の適正な引渡しの徹底のために、小売業者の引取り・引渡しに関するチェック体制強化、リサイクル・リユースの仕分けガイドラインの策定についても検討が必要と指摘された（下記、2.（適正な仕分けのためのガイドライン策定の必要性））。

## 2. 家電製品のリユースに関する基本的な考え方

### （1）循環型社会形成推進基本法に基づく基本的な考え方の整理

循環型社会形成推進基本法において、廃棄物等となることができるだけ抑制（リデュース）されなければならない（法第5条）とした上で、再使用（リユース）、再生利用、熱回収、適正処分の順に優先されるべき（これによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは除く。）と定められている（法第7条）

特定家庭用機器のリデュースについては、技術の進展・環境配慮設計の推進等により、薄型化や小型化といった一定程度推進しているとも考えられる

特定家庭用機器のリサイクルについては、前述のとおり、家電リサイクル法のメーカーによるリサイクルの仕組みは、十分に機能し、法制定当時に期待した効果を上げているとの評価がある。

循環型社会形成推進基本法の考え方を踏まえると、特定家庭用機器のリユースについても、リサイクルより優先されるべき（これによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは除く。）であり、リユース流通が適正な場合には、その促進を行うべきである。

- ただし、e-waste 等の観点から、実際にはリユースに適さないものがリユースの名目で輸出を含む流通に供せられるべきではない。特に、リユース品の輸出に際しては、バーゼル条約及び当該輸出先国の規制の遵守が前提。

- 地球温暖化等も含め、環境への負荷の低減にとって、有効であると認められるときは、リユースを促進すべきであり、循環型社会と低炭素社会との両立が重要。

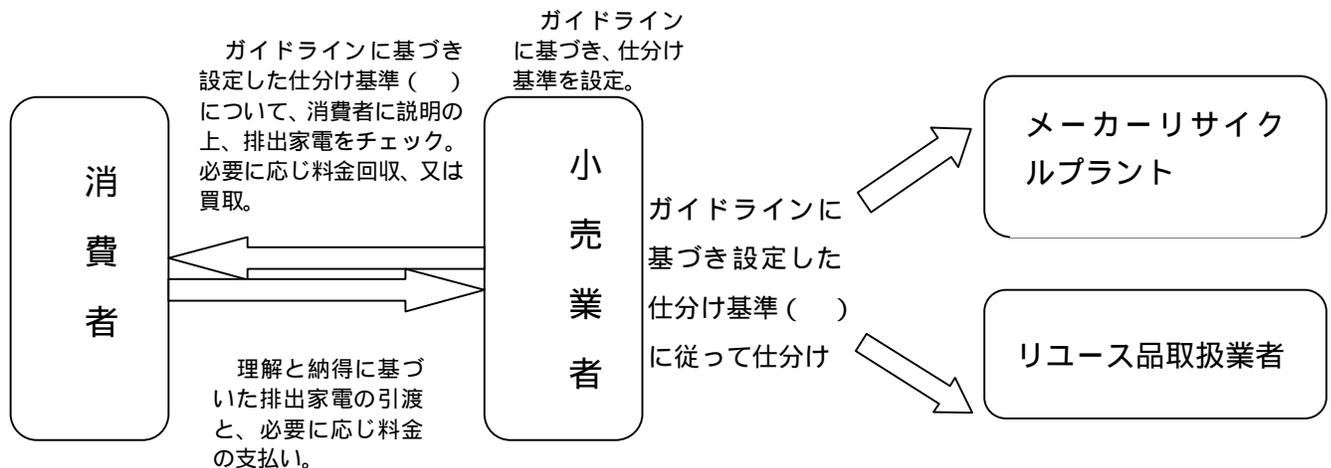
## (2) 適正な仕分けのためのガイドライン策定の必要性

家電リサイクル法は、消費者が排出時に料金を負担する制度であるが、法施行後、家電の使用期間の長期化が一定程度進展している。このことから、消費者の排出時の料金負担による家電の排出抑制、さらには「物を大事に使おう」という国民意識の向上が図られており、リユースの促進も進んでいると考えられる。

一方で、使用済家電の中には、本来、小売業者から製造業者等に引き渡すべきものが、小売業者からリサイクル目的のために資源回収業者等に引き渡されているものも存在。

家電リサイクル制度全般の見直しの合同会合においては、小売業者による引取・引渡義務の適正実施を担保するためにも、小売業者において、リサイクルされるべき廃家電とリユース品として扱うことが適当なものとの排出家電を適正に仕分けすることが必要と指摘（下図、仕分けガイドラインのイメージ）

### 【リサイクル・リユース仕分けガイドライン活用のイメージ】



中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会及び

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ 報告書より

また、家電リサイクル制度全般の見直しの合同会合においては、小売業者の引取り・引渡しの状況や排出家電のフローの把握についても努めることが必要と指摘。

### (3) 今回の検討に当たっての基本的な考え方

以上を踏まえた今回の検討に当たっての基本的な考え方は、下記のとおり。

リユースは、原則、リサイクルより優先されるべき。

ただし、地球温暖化等を含めた環境負荷の低減に資するべき  
バーゼル条約等の輸出輸入関係の法令遵守が前提

リサイクルされるべき廃家電とリユース品として扱うことが適当なものとし排出家電を適正に仕分け、リユース可能なものはリユースを行うべき。

リユースのフローについてトレーサビリティの確保等を通じた、適正化・透明化を進めるべき。

## 3. ガイドラインに関する論点について

### 基本的な考え方に関する論点

循環型社会形成推進基本法において、リユースは、環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは、リサイクルより優先されるべきと定められているが、使用済家電の国内及び国外のリユースも含め、環境負荷の低減に資するリユースの在り方について、検討が必要ではないか。

また、リユース品を購入するユーザーは、新品を購入するユーザーと所得・生活様式等が異なる可能性があることから、こうしたユーザーへの影響も配慮した検討が必要ではないか。

### ガイドラインの位置づけに関する論点

ガイドラインについて、例えば、次に示すよう複数の位置づけが考えられるが、ガイドラインの位置づけについて検討が必要ではないか。

- 家電リサイクル法に基づき、小売業者から製造業者等に引渡義務のないリユース品についての解釈を示したもの。

- 小売業者における望ましいリユース取組の在り方の目標を示したものの。
- 仕分け能力が備わっていない小売業者が、自主的にリユースとリサイクルの仕分け基準を作成するための参考となるもの。

等

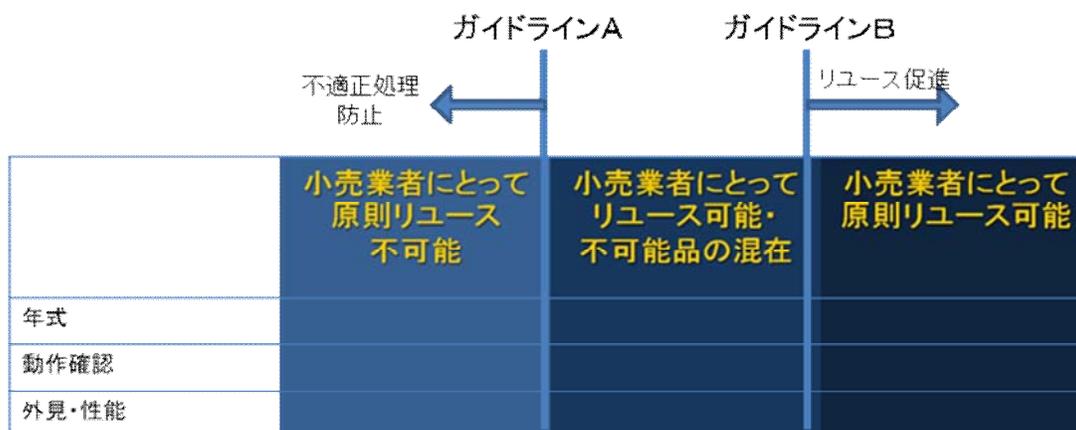
#### ガイドラインの目的に関する論点

ガイドラインの目的については、家電リサイクル法の遵守だけでなく、適正なリユース流通の促進や小売業者が引き取る使用済家電のトレーサビリティ向上等、複数の観点が考えられる。例えば、以下のような論点を検討しながら、ガイドラインの目的と当該目的に沿ったガイドライン内容の検討が必要ではないか。また、必要に応じ、複数のガイドラインを検討すべきではないか（現在、素案ではAとBの2種類を検討中）。

- 小売業者による廃家電の不適正な引取・引渡を防止するためのガイドライン。
- 小売業者における使用済家電管理のより一層の適正性を確保するために、トレーサビリティ向上を目指したガイドライン。
- 適正なリユース流通が可能な使用済製品については、可能な限りリユースを進めるべく、幅広いリユース品を対象とするためのガイドライン。
- 様々な環境負荷の観点（地球温暖化防止 等）を踏まえ、明らかに質の高い促進すべきリユース品を示すためのガイドライン。

等

（目的に沿ったガイドラインの設定のイメージ）



## ガイドラインに定める項目の範囲決定に関する論点

ガイドラインの各項目(年式・性能等)の範囲を決定するに当たっては、下記のような考え方を含め、検討が必要ではないか。

- 環境負荷等の観点を基に、リユース品として流通されることが望ましい使用済製品の在り方を議論した上で、範囲を定める方法
- リユース品市場における実際の需要を基に、リユース可能な製品をその範囲として定める方法

## ガイドラインを構成する個別項目に関する論点

### (1) 一律指標の設定について

ガイドラインを構成する項目については、仕分けを行う小売業者や消費者にとって分かりやすい一律の指標が求められている。一方、一律の指標を設定した結果、まだ使える製品のリユースを阻害することになる可能性もある。

従って、ガイドラインの指標の設定については、可能な限り分かりやすい一律指標を目指す一方、この指標が適正なリユースを阻害することのないよう、慎重な検討が必要ではないか。例えば、年式については、分かりやすい指標であるものの、一律の年式指標を設定した場合、当該年式に該当しなくともまだ使える製品もあり得ることを十分に留意し、当該年式を満たさないリユースは禁じられているとの誤解等により、リユースを抑制することのないよう、検討が必要ではないか。

### (2) 地球温暖化等、他の環境負荷要因との関係について

家電リサイクル法対象の家電製品については、エネルギー消費型の製品であるため、地球温暖化防止・省エネルギーとの関係が論点となる。

地球温暖化防止・省エネルギー促進については、廃棄物の減容・資源の有効利用の観点とは異なるため、一律に比較が難しいものの、適正なリユースの促進と、地球温暖化防止・省エネルギー促進の両方の観点を踏まえたリユースガイドラインの在り方について、検討が必要ではないか。

例えば、地球温暖化防止・省エネルギーの観点については、

- リユースすることが望ましい優れた省エネ性能を示し、当該性能以上の製品のリユースを推進する
- リユース品として継続使用することが望ましくないと考えられる最低限の省エネ性能を示し、当該性能以下の製品については、リユース

スではなく、省エネ性能の高い新製品への転換を促進するなど、様々なアプローチからの検討が必要ではないか。

なお、省エネルギー性能のみならず、当該製品のサイズ等により温室効果ガスの排出量も異なることから、サイズ等も踏まえたガイドラインの検討が必要ではないか( =同サイズの中で省エネルギー性能が優れていても大型であるために、小型の製品に比べ、結果的にエネルギー消費量が高くなることもあり得る )。

一方、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンディショナーには冷媒等にフロン類が含まれている製品がある。オゾン層保護との観点については、廃棄物の減容・資源の有効利用の観点とは異なるため、一律に比較が難しいものの、リユースの促進及びオゾン層保護の両方の観点を踏まえ、リユース後に廃棄処理される際のフロン類の処理についても考慮に入れたリユースガイドラインの在り方について、検討が必要ではないか。特に、フロン類のうち、オゾン層破壊物質であり、かつ地球温暖化係数が非常に大きいCFCは、既に1996年に日本では製造が廃止され、途上国でも2010年以降製造禁止になることを踏まえ、CFCを利用した冷蔵庫・冷凍庫のリユースの是非については、慎重な検討が必要ではないか。